資料4



深谷市における 今後の同和対策事業について 基本方針

深谷市

目 次

1.	はじめに・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	(旧1市3町)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(特別措置法失	一効	後)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
2.	事業の見直し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3	今後の人権政策	f	•	•	•	•	•	•	•			•	•			•		6

1. はじめに

昭和36年12月7日内閣総理大臣は、同和対策審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問した。

この諮問に対して同和対策審議会は、昭和40年8月11日、同和 問題の本質について、「日本社会の歴史的発展の過程において形成さ れた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経 済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、 なお著しく基本的人権が侵害され、とくに、近代社会の原理として 何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていな いという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と答申した。 この答申を受けて、同和問題の早期解決を図るため、昭和44年7 月に「同和対策事業特別措置法」(同対法)が 10 年間の限時法とし て制定され、その後、同法の3年間の延長、昭和57年4月には「地 域改善対策特別措置法」(地対法)、そして地域改善対策の一般対策 への円滑な移行のための特別措置法として、昭和 62 年 4 月「地域改 善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財 特法)が5年間の限時法として制定された。さらに、一部に事業の 取組みがなお遅れている地域がみられることなどにより、また、地 域改善対策協議会(地対協)の意見具申を尊重し、同法の一部改正 が二度行われ 10 年間の延長となり、制定以来 33 年間にわたる三度 の特別措置法に基づいた地域改善対策が、国及び地方公共団体によ って積極的に推進され、平成14年3月31日をもって、特別措置法 が失効し、奨学金の貸与を除いて全ての事業が終了した。

(旧1市3町)

旧1市3町(深谷市・岡部町・川本町・花園町)では、憲法、教育基本法、そしてこれらの特別措置法に基づいて対象地域の人々の生活の安定、向上及び差別の解消を目指して、昭和44年度から環境改善、産業対策、社会福祉対策、教育・啓発対策、市・町税特別措置、民間運動団体補助金等の事業を推進してきた。

なお、旧深谷市においては、同和対策個人給付的事業の対象に関する審査会(昭和59年7月17日訓令第33号)を設置し、運用方針を定めていた。

★参考 《職員人件費を除く》

【旧深谷市: (昭和44年度~平成13年度)62億1千9百万円】

【旧岡部町: (昭和44年度~平成13年度)29億5千7百万円】

【旧川本町: (昭和44年度~平成13年度)19億5千5百万円】

【旧花園町:(昭和44年度~平成13年度)22億8千5百万円】

合計 134億1千6百万円

その結果、それぞれの分野において相当な成果をあげてきた。特に住環境の分野においては、住宅環境の整備、道路の拡幅舗装、下水排水路の整備などにより、一般地区との格差は、ほぼ解消されたものと考えている。

(特別措置法失効後)

しかしながら、こうした実態的な格差と比べ、心理的な面となると、その成果は全体的には解消へと着実に進展していたものの、教育・啓発等を含めた課題が残されている状況であった。そのため、平成14年度以降も、同和問題の早期解決に向けて、行政の主体性の確立と行政運営の適正化に積極的に取り組み、その課題の克服のために、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、人権・同和教育、人権啓発のより一層の充実に努めることとした。

その方策として、旧1市3町(深谷市・岡部町・川本町・花園町) 並びに新深谷市では、平成12年12月6日制定された「人権教育及 び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「市・町の総合振興計画」、 「人権施策推進指針」に基本理念を定め、人権・同和行政基本方針 並びに人権・同和行政実施計画により事業を推進してきた。

しかし、特別措置法が失効し、本年3月末日で10年の節目を迎えようとする今日、これまでの事業成果により、市民の同和問題に関する理解も進み、また、県内の関係する自治体の状況なども変化し、主な事業の主体であった同和行政・同和教育から人権行政・人権教育の事業へと大幅な見直しが喫緊に求められている。

深谷市では、これらの情勢を的確に捉え、「お互いの人権を尊重し合える市民生活」の実現を目指し、以下のとおり、今後の同和対策事業についての基本方針を定める。

★参考 《職員人件費を除く》

※市・町税特別措置、教育・啓発、民間運動団体補助金の事業費

【旧深谷市: (平成 14 年度~平成 17 年 12 月) 2 億 4 千 1 百万円】

【旧岡部町: (平成 14 年度~平成 17 年 12 月) 1 億 3 千 3 百万円】

【旧川本町: (平成14年度~平成17年12月) 6千9百万円】

【旧花園町: (平成14年度~平成17年12月) 8千2百万円】

小計 5億2千5百万円

【新深谷市:(平成 18 年 1 月~平成 22 年度) 3 億 1 千 7 百万円】

合計 8億4千2百万円

2. 事業の見直し

1. 大里郡市同和対策推進協議会で定めている同和問題等に関する 施策を展開している民間運動団体に対する深谷市の対応基準(平 成11年1月1日施行)を平成24年3月31日をもって廃止する。

(※) 8ページの運動団体対応基準参照

民間運動団体及びその同一組織の上部団体が主催又は関係する 「話し合い」及び総会、研修会等一切の事業に対応しない。

- 2. 大里郡市同和対策推進協議会から平成 24 年 3 月 31 日をもって 退会する。
- 3. 部落解放・人権政策確立要求埼玉県実行委員会及び部落解放・人権政策確立要求大里地区実行委員会から平成 24 年 3 月 31 日をもって退会する。

- 4. 埼玉県教育集会所連絡協議会から平成 24 年 3 月 31 日をもって 退会する。
- 5. 深谷市運動団体活動事業費補助金交付要綱(平成18年1月1日 告示第136号)は、平成24年3月31日をもって廃止する。

ただし、経過措置として、この交付要綱で補助金を交付していた運動団体には、平成25年度まで事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- 6. 深谷市人権・同和行政基本方針並びに深谷市人権・同和行政実施計画は、平成25年3月31日をもって廃止する。
- 7. 深谷市集会所運営事業は、平成25年3月31日をもって廃止する。

集会所運営事業の廃止後は、地域の自治会館に移行していくか、 他施設としての利用又は解体等を検討していく。

8. 深谷市同和対策事業審議会条例(平成 18 年 1 月 1 日条例第 148 号)は平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3. 今後の人権政策

深谷市では、憲法、教育基本法を尊重し、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月6日制定)に基づいて、深谷市総合振興計画、深谷市人権施策推進指針に定められた人権施策により、今後の事業を定め、深谷市同和対策事業審議会及び深谷市人権教育推進協議会に意見を求め推進していく。

なお、深谷市同和対策事業審議会の廃止後における方策の決定並 びに事業推進には、深谷市人権教育推進協議会に意見を求めていく ものとする。

しかしながら、人権教育及び人権啓発を推進するにあたり、特に 留意しなければならないことは、本来、市民一人ひとりの人格や思 想形成に関する問題は、市民の自由意思にまかされている領域でも ある。

従って、市民の基本的人権を尊重し、市民が主体的に学習を進める方策を考えていく必要があるものと考える。

また、地域社会が様々な人権問題に対して、非科学的な認識や偏見による差別的な言動を受け入れられない環境をつくりだしていくこと。そのことが最も重要なことであり、人権問題の解決の指標と考えている。

平成24年2月10日 深谷市長 小島 進

☆問い合せ☆

深谷市企画財政部人権政策課

電話 048 - 574 - 6643

FAX 048 - 574 - 6665

E-mail: jinken@city.fukaya.saitama.jp

運動団体対応基準

大里郡市同和対策推進協議会

1 趣旨

同和問題を早期に解決するために、公正で健全な行政運営を遂行する指針として、 同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決に向けた施策の展開を図り、人権尊 重社会を実現するための民間運動団体(以下「運動団体」という。)に対する、大里 郡市各市町の対応基準を定めるものとする。

2 定義

この対応基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)運動団体とは、歴史的社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住民により組織された団体をいう。
- (2) 地元団体とは、大里郡市各市町が補助金交付基準により対応している支部及びその支部が当該市町内でまとまって組織された団体をいう。
- (3) 郡市協議会とは、支部等が郡単位でまとまって組織された団体をいう。
- (4) 県連合会等とは、県内にある支部等がまとまって組織された団体をいう。

3 運動団体の基本的要件

大里郡市各市町は、次の各号の要件に該当する場合は、協議のうえ対応することができるものとする。

- (1) 同和問題の解決をはじめとした様々な人権問題の解決に向けた取り組みを行い、 人権意識の高揚を図るための活動を行っていること。
- (2) 運動団体固有の規約を有し、かつ、毎年総会(大会を含む。以下同じ。)を開催して、役員の選出、年間事業や活動計画の作成をするとともに、自主財源を有し、会計、経理等を行っていること。
- (3) 市町が定めた同和行政基本方針及び同和教育基本方針に基づく教育・啓発活動など市町行政が行う事業に協力していること。
- (4) 運動団体又はその構成員が、官公庁若しくは企業等に対して不当な要求等を強要するエセ同和行為又はこれに類似した行為を行っていないこと。
- (5) 改正前運動団体対応基準において、当該市町が既に対応している運動団体であること。

4 運動団体への対応原則

運動団体の総会及び研修会に職員を派遣し、並びに話合い(交渉)等に対応する原 則は次のとおりとする。

(1) 地元団体は、当該市町が対応する。また、その同一組織の上部団体に対しては、

対応基準の趣旨に基づく運動団体に対して対応することができるものとする。

(2) 名称(単なる名称の変更を除く。)又は規約、その他運動に影響を及ぼす事項を変更した運動団体への対応は、大里郡市同和対策推進協議会において協議し、決定するものとする。

5 運動団体への対応方針等

運動団体への対応方針等は、次のとおりとする。

- (1) 話合い(交渉)については、事前に打合せを行い、相互の理解と納得に基づき、 民主的に行うものとする。
- (2)次のアからエのいずれかに該当した場合は、一切の対応を停止する。ただし、一 定期間を経過しその状況が改善されたときは、大里郡市同和対策推進協議会に おいて協議し、対応を再開することができるものとする。
- ア 運動団体又はその構成員が、同和問題の解決に悪影響を及ぼすようなエセ同和行 為又は暴力行為等社会的に妥当性を欠く行為を行った場合
- イ 運動団体の組織、活動状況等に虚偽があった場合
- ウ 運動団体の構成員が行う私的行事、冠婚葬祭等に対する参加等を関係市町に強要 した場合
- エ 団体が開催する総会又は、定期大会、研修会等への出席について、運動団体から 強要するなどの不当な行為があった場合。

6 その他

- (1)人権・同和対策事業及び運動団体の活動状況を把握するため、必要に応じて他郡 市との情報交換等を行うものとする。
- (2) その他必要事項については、大里郡市同和対策推進協議会において協議するものとする。

附則

この基準は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。 附 則

- この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成19年6月1日から施行する。
- ※ 深谷市では、この基準を平成24年3月31日に廃止。